

三組合親交會ニ対シ切崩レ其他挑戰的行動ヲ解消シ紳士的態
度ヲ保持ス

右ノ條項ハ會社並親交會カ左記意思表示ヲ為スモトヨリナサルモノナリ
一會社向題過根ル親交會ニ対スル金錢的援助ヲ取消スベシ

二會社ハ全従業員ニ対シ詮衡上自発的昇給ヲ実施スベシ

三親交會ハ組合ニ対シ切崩レ其他挑戰的行動ヲ解消シ紳士的態
度ヲ保持スルコトヲ表明スベシ

昭和十年三月廿日

右代表者

日本労働總同盟石油労働組合

組合長 近藤桂司

令主事 川畑孝造

令支部長 海津松治

(印) (印) (印)

令神奈川県聯合會

執事委員 由良多一郎 (印)

神奈川県警察部

特別高等課長 殿

鶴見警察署長 殿

坂田調停官補 殿